## 兵庫県公報

平成20年3月18日 火曜日 号 外

## 発 行 人 兵 庫 県 神戸市中央区下山手通 5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、 その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 公布された法令のあらまし

●ひょうご環境体験館管理規則(規則第8号)

ひょうご環境体験館の管理に関して、休館日、開館時間、入館者の遵守事項、利用許可の手続、管理等について定めることとした。

規則

ひょうご環境体験館管理規則をここに公布する。 平成20年3月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第8号

ひょうご環境体験館管理規則

(趣旨)

第1条 この規則は、ひょうご環境体験館の設置及び管理に関する条例(平成20年兵庫県条例第4号。以下「条例」という。)第9条及び公の施設の指定管理者の指定等に関する条例(平成16年兵庫県条例第2号)第4条の規定に基づき、ひょうご環境体験館(以下「体験館」という。)の管理に関して必要な事項を定めるものとする。

(休館日)

- 第2条 体験館の休館日は、次に掲げる日とする。
  - (1) 月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その翌日以降の日のうち休日に当たらない最初の日)
  - (2) 12月29日から翌年の1月3日までの間において、知事が定める日
- 2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項に規定する休館日を変更し、又は臨時の休館日を定めることができる。

(開館時間)

- 第3条 体験館の開館時間は、体験館の利用の状況等を勘案して、知事が定める時間とする。 (遵守事項)
- 第4条 体験館に入館した者は、次に掲げる事項を守らなければならない。
  - (1) 所定の場所以外において喫煙し、又は火気を使用しないこと。
  - (2) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となるおそれがある物品、動物等を携帯しないこと。
  - (3) 騒音又は怒声を発し、暴力を用い、その他他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
  - (4) 利用の許可が必要とされている体験館の施設を許可なしに利用しないこと。
  - (5) 許可なしに、物品の販売、宣伝その他これらに類する行為をしないこと。
  - (6) 許可なしに、宣伝文、ポスター、ビラ等を配布し、若しくは掲示し、又はくぎ等を打たないこと。
  - (7) 許可なしに、体験館の施設に特別の設備、装飾等をしないこと。
  - (8) みだりに共用の場所に物品を放置しないこと。
  - (9) 前各号に掲げる事項のほか、体験館の管理上必要な指示に従うこと。

(入館の拒否等)

- 第5条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認める者に対して、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。
  - (1) 他人に著しい迷惑をかけるおそれがあると認められる者
  - (2) 前条の規定に違反し、又はそのおそれがある者 (利用の許可の申請)
- 第6条 条例第4条の規定により体験館の施設を利用しようとする者は、ひょうご環境体験館利用許可申請書 (様式第1号。以下「利用許可申請書」という。)を知事に提出しなければならない。
- 2 利用許可申請書は、体験館の施設を利用しようとする日の1月前の日の属する月の初日から受け付けるものとする。ただし、知事が管理上支障がないと認めるときは、この限りでない。
- 3 利用許可申請書の受付時間は、10時から17時までとする。ただし、特別の理由がある場合は、この限りでない。

(利用の許可の基準)

- 第7条 知事は、利用許可申請書を受理した場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、 条例第4条の許可をしないものとする。
  - (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。
  - (2) 体験館の施設又は設備を損傷するおそれがあるとき。
  - (3) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になるとき。
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、体験館の管理上支障があるとき。

(利用の許可等)

- 第8条 知事は、利用許可申請書を受理した場合において、条例第4条の許可を決定したときは、ひょうご環境体験館利用許可書(以下「利用許可書」という。)を当該申込みをした者に交付するものとする。
- 2 前項の場合において、知事は、体験館の管理上必要があるときは、当該許可に条件を付することができる。
- 3 知事は、利用許可申請書の提出があった場合において、その内容が前条各号のいずれかに該当すると認めるときは、その理由を付して当該申込みをした者に文書で不許可の通知をするものとする。

(利用の変更)

- 第9条 利用許可書の交付を受けた者は、その利用の開始前に利用の内容を変更しようとするときは、ひょう ご環境体験館利用内容変更承認申請書(様式第2号。以下「利用内容変更承認申請書」という。)に、既に 交付を受けた利用許可書を添えて、これを知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 知事は、利用内容変更承認申請書を受理した場合において、当該申請の内容がやむを得ないものであると認めるときは、これを承認するものとする。この場合においては、前条第1項及び第2項の規定を準用する。
- 3 利用許可書の交付を受けた者は、その者の住所又は氏名(法人及び団体にあっては、所在地又は名称)を 変更したときは、速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

(管理)

第10条 条例及びこの規則に基づく知事の権限のうち、条例第8条第3項及び第4項並びに次条の規定に基づく権限以外の権限は、条例第7条に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)が行うものとする。 ただし、第2条第1項第2号及び第3条の規定に基づく権限については、指定管理者が、あらかじめ知事に協議して行うものとする。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、体験館の管理に関して必要な事項は、指定管理者が知事の承認を受けて定める。

附則

この規則は、平成20年3月20日から施行する。

様式第1号(第6条 - 第8条関係) ひょうご環境体験館利用許可申請書																				
兵庫県知事						樣										年	月	日		
<b>共</b> 熚宗和 <del>事</del>						依	(株) 住所(法人又は団体にあっては、主たる事務所の所在										王地)			
							 氏名(法人又は団体にあっては、名称及び代表者の氏名												〔名)	
									电_	<u>ēė.</u> (.						<u></u>				
利	用	の	目	的																
		_	日	時			年	月月		日	B	きから				p+ =-				
利	钊 用	Ø								日	B	( ままで		日		時間	])			
利	用		人	員																
備				考																
													月	日						
<del>八</del> 牌示从 <del>事</del>					12K	様 住所 ( 法人又は団体にあっては、主たる事務所の所在									生地)					
					氏名	(法)	リスノ	:団体に	あっ	ては	、名	 3称 <i>]</i>	 及び(	弋表者	≸の日	氏名)				
	T .					I			電	話(			)			<u></u>			番	
	事	事			項			変	更	前						変	更	後		
変更の内	利	用	Ø	目	的															
容		用	Ø	日	時	年	_	月	日		時から					月	E	3	時かり	6
	利						<del>+</del>	月	日 (	日	時まで 時	間)		年		月	(	日	時ま <sup>-</sup> 時	
变	更	0	D	理	由															